

みえの土地改良

発行所 ● 三重県土地改良事業団体連合会 ● 津市広明町330 TEL059-226-4824



みどり
水土里ネット

夢ある農村づくり

みどり
水土里ネット みえ

就任のご挨拶 三重県農林水産部部长 柘屋典子	2
令和7年度 三重県農業農村整備事業予算の概要	3
土地改良法が一部改正されました	6
水土里ネットみえ 第68回通常総会 開催	11
全国水土里ネット第67回通常総会 開催	14
全国水土里ネット表彰式 開催	15
緊急要請活動を実施しました	16
令和7年度 全国水土里ネット女性の会研修会 開催	20
「農業農村整備の集い」開催	21
県内各地で宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問が懇話会を開催	23
三重の土地改良アラカルト	24
多面的機能支払（農地・水・環境保全向上対策）の紹介	25
こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です	26
水土里ネットみえの広場 第29回大師の里・彦左衛門のあじさいまつり 開催	27
「みえの農村風景」写真コンテスト結果及び募集案内	28
本会職員採用試験案内	32
水土里ネットみえ機構図	34
職員紹介	36



就任のご挨拶



三重県農林水産部 部長

枅屋 典子

会員の皆さまにおかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、三重県の農林水産行政の推進、とりわけ農業農村の振興に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月より農林水産部長を拝命いたしました枅屋典子でございます。微力ではございますが、農林水産業の発展に全力を尽くす所存でございますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国においては、「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年6月5日に施行され、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記されました。これを受けて、農業水利施設の老朽化や農村人口の減少、気候変動による災害リスクの増大等に的確に対応できるよう、「土地改良法」の改正法が令和7年4月1日に施行されました。

この改正法では、基幹的な農業水利施設の計画的な更新や、地域の農業水利施設等の保全に関する措置のほか、防災・減災、国土強靱化、スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備、土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置が定められました。

県におきましても、国の農業政策をめぐる動きを注視しながら、現在、三重県農業農村整備計画の見直しを進めているところです。このなかでは、農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の維持管理の省力化に取り組むとともに、農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう、地域の関係者と連携して施設の保全対策を進めることとしています。また、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な保全及び管理体制の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進することとしています。

さらに、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織間の連携促進等、組織の体制強化に取り組むこととしており、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進してまいります。

加えて、農林漁業者の減少や高齢化が進行する農山漁村地域において、豊かな自然、農林水産物、歴史・文化など農山漁村の地域資源を生かした、しごとづくりのための人材育成や「食」、「泊」、「体験」を組み合わせた交流の促進に取り組んでまいります。

こうした取組を着実に実施していくためには、会員の皆さまのご協力が不可欠であると考えておりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、水土里ネットみえの益々のご発展と会員の皆さまのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

三重県農業農村整備事業予算の概要

令和7年度は、県政運営の中期戦略計画である「みえ元気プラン」に掲げためざす姿の実現に向け、取組の成果を県民の皆さんに実感していただけるよう、効果的な取組を展開していきます。

本県の農林水産業は、人口減少に伴う国内市場の縮小や農林漁業者の減少・高齢化が進むなか、食料の安定的な供給に向けて、地球温暖化などの気候変動に対応した生産、労働力不足の解消や生産性向上を実現するためのスマート技術の実装、生産の持続性を高めるための環境負荷の低減など、多くの課題に直面しています。

また、世界的な人口増加や経済発展に伴う食料需要の高まり、燃油や飼料を中心とした生産資材の価格高騰、ロシアによるウクライナ侵攻等の国家間紛争や米国関税措置の強化など国際情勢の不安定化による食料安定供給上のリスクが高まっていることから、国内における自給力の強化に向けた取組が重要となっています。

こうした社会情勢の変化等に的確に対応していくため、農林水産業の持続可能な産業としての発展をめざし、生産体制・生産基盤の整備、担い手の確保・育成、農山漁村の振興に向けた取組をスマート技術の活用を図りつつ総合的に展開する必要があります。

また、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や気候変動の影響により頻発化・激甚化する豪雨災害などの大規模災害に備えるため、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、ソフト、ハードの両面から農山漁村地域の防災・減災対策を強化していく必要があります。

これらのことを踏まえ、農業農村整備については、県のめざす姿を実現させるため、「三重県農業農村整備計画」に基づき、“**農業生産性の向上**”“**安全・安心な農村づくり**”“**地域の特性を生かした農村の振興**”を軸にして、重点的かつ効率的に事業を実施し、目標達成に向け、積極的に取り組んでまいります。

(1) 農業生産性の向上

消費者のニーズに応え、安全で安心な食料を安定的に供給できる戦略的な農業経営をめざして大規模営農に取り組む担い手や集落営農組織の確保・育成を進めるとともに、農業の持続的な発展に向け、担い手の農地集積・集約化や高収益作物への転換が図れるよう、スマート農業に適した農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備、農業水利施設の保全管理を進めます。

(主な事業)

- ・高度水利機能確保基盤整備事業
- ・基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 など



ほ場の大区画化（鈴鹿市）



農業水利施設の長寿命化（いなべ市）

(2) 安全・安心な農村づくり

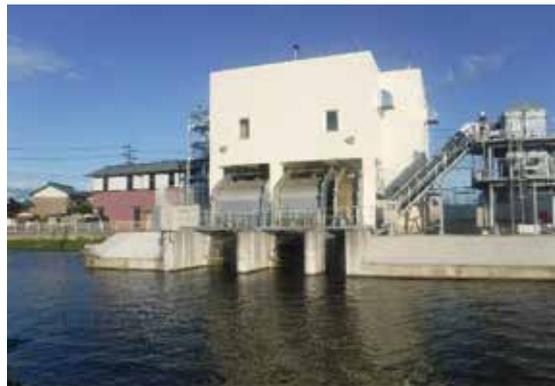
国が進める「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を有効に活用しながら、大規模地震や集中豪雨等による農業・農村における被害を防止し、安全で安心な農村づくりに向けて、老朽化した農業用ため池の改修や、地域排水の一翼を担う排水機場の耐震対策および長寿命化、地すべり対策、農地海岸保全施設の整備などの事業を実施します。

(主な事業)

- ・県営ため池等整備事業
- ・農村地域排水対策事業 など



農業用ため池整備 (伊勢市)



排水機場の整備 (木曾岬町)

(3) 地域の特性を生かした農村の振興

中山間地域等の条件不利を解消するため、農業用排水施設や農道等の生産基盤整備と農業集落排水施設や集落道路等の農村生活環境整備を総合的かつ重点的に整備することで、中山間地域等を支援します。

(主な事業)

- ・県営中山間地域総合整備事業
- ・団体営農業集落排水整備促進事業 など



中山間地域の農道の整備 (多気町)



集落排水施設の整備 (伊賀市)

令和7年度 農業農村整備関係県予算(公共分)

単位(千円・%)

区分	事業別	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	対前年度率	
国 補 公 共	かんがい排水事業	(1,021,398) 662,933	(1,387,187) 1,060,652	(135.8%) 160.0%	
	県営かんがい排水事業費	(181,650) 179,550	(52,500) 52,500	(28.9%) 29.2%	
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	(638,464) 298,288	(1,124,851) 814,476	(176.2%) 273.1%	
	団体営かんがい排水事業費	(201,284) 185,095	(209,836) 193,676	(104.2%) 104.6%	
	農道整備事業	(203,000) 108,500	(262,000) 159,300	(129.1%) 146.8%	
	命と暮らしを守る農道保全対策事業費	(203,000) 108,500	(262,000) 159,300	(129.1%) 146.8%	
	担い手育成基盤整備事業(旧:ほ場整備事業)	(3,223,560) 1,617,469	(3,367,978) 1,430,232	(104.5%) 88.4%	
	高度水利機能確保基盤整備事業費	(3,223,560) 1,617,469	(3,367,978) 1,430,232	(104.5%) 88.4%	
	環境整備事業	(991,960) 801,200	(1,063,408) 754,603	(107.2%) 94.2%	
	団体営農業集落排水整備促進事業費	(156,000) 156,000	(269,470) 198,013	(172.7%) 126.9%	
	県営中山間地域総合整備事業費	(803,960) 613,200	(749,838) 512,490	(93.3%) 83.6%	
	団体営農村振興総合整備事業費	(32,000) 32,000	(38,400) 38,400	(120.0%) 120.0%	
	団体営中山間地域総合整備事業費	(0) 0	(5,700) 5,700	(皆増) 皆増	
	農地防災事業	(5,450,665) 3,023,526	(6,676,566) 4,035,728	(122.5%) 133.5%	
	県営ため池等整備事業費	(2,151,082) 1,058,488	(2,701,990) 1,512,840	(125.6%) 142.9%	
	団体営ため池等整備事業費	(592,902) 323,502	(883,388) 485,388	(149.0%) 150.0%	
	地すべり対策事業費	(32,006) 12,421	(49,333) 34,045	(154.1%) 274.1%	
	海岸保全施設整備事業費	(202,000) 202,000	(189,000) 189,000	(93.6%) 93.6%	
	農業用施設アスベスト対策事業費	(63,000) 31,500	(94,500) 52,500	(150.0%) 166.7%	
	海岸漂着物等処理推進事業費	(7,455) 7,455	(7,455) 7,455	(100.0%) 100.0%	
	農村地域排水対策事業費(旧:基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費)	(2,402,220) 1,388,160	(2,750,900) 1,754,500	(114.5%) 126.4%	
	施設管理事業	(67,725) 67,725	(66,412) 66,412	(98.1%) 98.1%	
	安濃ダム緊急施設整備事業費	(67,725) 67,725	(66,412) 66,412	(98.1%) 98.1%	
	国補公共 計	(10,958,308) 6,281,353	(12,823,551) 7,506,927	(117.0%) 119.5%	
	県 単 公 共	県単土地基盤整備事業費	110,135	100,462	91.2%
		県単農村地域防災減災事業費	1,063,446	668,040	62.8%
		県単基幹水利施設緊急調査・補修事業費	5,885	5,885	100.0%
国営等関連特別県単事業費		2,000	500	25.0%	
農業・農村における生物多様性保全対策事業費		500	500	100.0%	
県単土地改良施設整備事業費		3,093	3,093	100.0%	
県単公共 計		1,185,059	778,480	65.7%	
総 計	(12,143,367) 7,466,412	(13,602,031) 8,285,407	(112.0%) 111.0%		

上段カッコは前年度の国補正予算含み事業費(16カ月予算)

土地改良法が一部改正されました

令和7年3月31日に、参議院本会議におきまして土地改良法の改正案が賛成多数で可決成立しました。今回の改正は、農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正された「食料・農業・農村基本法」の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるようになりました。

改正後の法律は令和7年4月1日より施行されました。

それに基づき、定款等の諸規程が改正されます。

1. 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

○目的規定及び土地改良長期計画に関する規定を、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即したものとす（法第1条、法第4条の2）。

改正後

○土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び**保全**を図り、もつて農業の生産性の向上、**農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進**、農業構造の改善及び**農業生産活動の継続的な実施**に資することを目的とする。

○土地改良長期計画は、**良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として**、計画期間に係る農業の生産性の向上、**農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施**の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

2. 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置

①国等の発意による基幹施設の更新

○農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる**基幹的な農業水利施設の更新を国又は都道府県の発意により実施**できることとする（法第87条の2）。

〔国又は都道府県は、調査・計画・実施の全ての段階において、**地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体**と十分な合意形成を図った上で実施。〕

改正後

○国又は都道府県は、農業者又は土地改良区の申請によらず、**土地改良施設（農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。）の更新のために**行う当該施設の変更を内容とする土地改良事業を行うことができる。

〔※農業者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものについては、農業者の3分の2以上の同意に代えて土地改良区の同意によって事業実施が可能（法第87条の2第4項）。〕

②土地改良施設の更新に係る費用に充てるための資金の積立て

○**土地改良区が将来の施設更新に必要な費用に充てるための資金を積み立てることができる**こととする（法第42条）。

新設

○**土地改良区は、将来行われるべき土地改良施設の更新のために**行う土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるために**資金を積み立てることができる**。

〔土地改良区はこれまで資金の積立てを実施することができたが、定款の定めるところにより、更新事業に要する費用に充てるため用途を特定して積み立てている場合においては、**土地改良区の同意に代えることができる事業の要件**について、**当該積立金の額を考慮して判断**されることとなる（土地改良法施行令第48条の2第2号）。〕

3. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置 (連携管理保全計画(水土里ビジョン)の策定)

- 地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう、土地改良区が**連携管理保全計画(水土里ビジョン)**を策定することができる仕組みを創設する(法第57条の11)。
- 連携管理保全計画(水土里ビジョン)**の作成やそれに基づく取組に関して必要な事項について協議するため、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等により構成される**協議会**を組織することができる(法第57条の14)。
- 国及び地方公共団体**は、水土里ビジョンによる取組が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な**指導、助言その他の援助**を行うように努めるものとする(法第15条の5第3項)。

新設

- 土地改良区**は、**市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者**と連携して、土地改良施設及びその関連施設の保全を行う**連携管理保全事業**を行うことができる(**附帯事業**)。
- 土地改良区**が連携管理保全事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て**連携管理保全計画(水土里ビジョン)**等を作成し、**都道府県知事の認可**を受けなければならない。
- 水土里ビジョンは、
 - ①基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組(**地域の農業生産基盤の保全**)
 - ②保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組(**土地改良区の運営基盤の強化**)
 に関する事項について、土地改良区、市町村、関連施設の管理者など地域の関係者による**協議会**の議論を経て策定できる(協議会の設置は任意)。

4. 防災・減災、国土強靱化のための措置(急施の事業(防災、復旧)の拡充)

- 急施の事業(防災)**において、老朽化等により事故の被害が生ずるおそれがある**農業水利施設の老朽化対策(補強等の工事)**を行えることとする。また、既存の施設と同様の機能を有する代替施設の新設による対応も可能とする(法第87条の4)。
- 災害に係る急施の事業(復旧)**については、原形復旧だけでなく、**再度被害を防止**するため、**災害復旧関連事業についても同一の手続により併せて実施**できることとする。(法第49条、法第87条の5等)。
- 突発事故被害に係る急施の事業(復旧)**については、**復旧と併せて類似の被害を防止するための対策事業についても同一の手続により併せて実施**できることとする(法第49条、法第87条の5等)。

改正後

- 脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため、又は**農業水利施設が老朽化したこと等により事故による被害が生ずるおそれがあるため急速に、**
 - ①**当該農業水利施設の変更**
 - ②**当該既存の農業水利施設の代替施設の新設**(既存の農業水利施設の変更又は廃止を含む)に係る土地改良事業を行う必要があると認める場合、**緊急防災等工事計画を定めて当該土地改良事業を行う**ことができる。
 - 災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合、国又は都道府県は、**応急工事計画を定めて当該土地改良事業を行う**ことができる。
 - ①復旧事業(災害・突発事故被害)
 - ②**復旧関連事業(災害復旧に係るものは再度災害を防止するためのもの)に限り、突発事故被害復旧に係るものは類似被害を防止するものに限る。)**(※)
- ※当該事業に係る施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、3条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなもの。

5. 農地中間管理機構関連事業の拡充

○農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業について、**市町村を実施主体に追加するとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加することとする**（法第87条の3及び法第96条の4）。

改正後

○都道府県、**市町村**は、申請によって行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業を行うことができる。

- ①事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権**又は所有権**を有すること。
- ②都道府県については受益面積が10ヘクタール以上（中山間地域は5ヘクタール以上）、**市町村**については**受益面積が5ヘクタール以上**。
- ③については従来と変更なし。

（※このほか、予算事業における採択要件を満たす必要。）

6. 土地改良区による情報通信環境整備事業の実施

- 土地改良区**は、都道府県知事の認可を受けて**情報通信環境の整備に係る事業**を実施することができることとする（法第57条の9）。
- 土地改良区は、情報通信環境整備事業に要する費用に充てるため、事業により整備した情報通信施設の**利用状況を勘案して、組合員外の者に負担を求めることができる**（同条）。

新設

○農業用排水施設の管理を行う**土地改良区**は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用を促進するため、情報通信技術の利用上必要な施設（土地改良施設を除く。）を整備する**情報通信環境整備事業**を行うことができる（**附帯事業**）。

○土地改良区が情報通信環境整備事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て事業の計画等を作成し、**都道府県知事の認可**を受けなければならない。

○土地改良区は、情報通信環境の整備に係る事業に要する経費に充てるため当該事業に係る**施設を利用する者に対してその経費の負担を求めるに当たっては、当該施設の利用状況その他の客観的な指標**により、当該事業によってその者が受ける利益を勘案しなければならない（法第57条の9第2項により読み替えて準用する法第57条の6）。

7. 土地改良区の体制及び運営に関する措置

①施設管理准組合員の資格要件の緩和

○土地改良区の施設管理准組合員について、**地域の要件を削除**するとともに、**団体だけでなく個人も対象**とするなど、**施設管理准組合員の資格要件を緩和**することとする（法第15条の2第2項）。

改正後

○土地改良施設の管理を行う土地改良区にあっては、定款で定めるところにより、当該土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を施設管理准組合員とすることができる。

〔 ※施設管理准組合員の組合員資格について、**地域の要件をなくす**とともに、団体だけでなく**法人・個人**でも加入できることとなった。 〕

②土地改良区における理事構成の配慮規定

○人口減少下において、組合員の減少や高齢化が課題となる中、地域の多様化するニーズに対応し、土地改良区の運営を適切に継続していくことができるよう、土地改良区の理事の構成について**年齢及び性別に関する配慮規定を設ける**こととする（法第18条第6項）。

新設

○土地改良区はその理事の**年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮**しなければならない。

〔※理事の構成を直ちに直視する強制するものではなく、地域の実情に応じて、土地改良区において着実に取り組んでもらうためのバックボーンとしていただくもの。〕

③土地改良区の総会（総代会）のオンライン開催

○土地改良区の総会（総代会）について機動的に開催することができるよう、**場所の定めのない総会**の開催（完全オンライン）も可能とすることとする（法第28条）。

改正後

○総会（総代会）を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すれば足りる。

○土地改良区の理事は、総会（総代会）の招集の通知をした後、遅滞なく、会議の日時及び目的を公告しなければならない。

〔※総会（総代会）の招集に係る通知・公告義務に係る事項から「**場所**」を削除し、完全オンラインによる総会開催も可能とした。〕



④休眠土地改良区の解散に関する手続の見直し

○土地改良区が正当な理由なく長期間事業を停止したとして、農林水産大臣又は都道府県知事が当該土地改良区に対して解散を命じた場合には、当該土地改良区の解散の手続において、**総会の開催が必要な手続を都道府県知事の認可による**こととする（法第71条の7）。

○土地改良区を解散する場合において、当該土地改良区が管理していた土地改良施設の管理やその残余財産が適切な者に引き継がれるよう、土地改良区の解散時の**残余財産の帰属について明確化**することとする（法第69条第2項）。

改正後

○土地改良区が正当な理由なく長期間事業を停止（いわゆる**休眠土地改良区**）したとして、都道府県知事から**解散命令を受けた場合**は、

- ①残余財産の処分の方法等に関する総会の承認
 - ②決算報告の総会への提出及び承認
- については、**都道府県知事の認可による**こととする。

○土地改良区が解散した場合における**残余財産**は、以下の者に帰属させなければならないこととする。

- ①**土地改良事業を行う者（市町村、他の土地改良区等）**
- ②**土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人（一般社団法人、認可地縁団体）**

⑤ 土地改良区連合の解散時における権利義務の承継

○土地改良区連合を構成する土地改良区が合併して1となることにより土地改良区連合を解散する場合には、当該**土地改良区連合の権利義務を清算手続等によらず合併後の土地改良区に承継**することができるものとし、その時において土地改良区連合が解散することとする（法第83条の2）。

改正後

○土地改良区連合を構成する土地改良区が合併して1となることに伴い土地改良区連合が解散する場合、**一連の手続により合併後の土地改良区に土地改良区連合の権利義務を承継**することができる。

区 分	手 続
土地改良区	①合併の手続 （総会議決、認可申請、知事の認可・公告） ②土地改良区連合が受けていた許認可等の権利義務の承継の手続 （総会議決、 権利義務の承継に係る認可申請、知事の認可・公告 ）
土地改良区連合	③②の権利義務の承継に伴い解散する手続 （総会議決、 解散認可申請、知事の認可・公告 ）

8. 土地改良事業の適正な実施に関する措置

① 国営・県営土地改良事業計画の変更に関する手続の見直し

○国営・県営土地改良事業の計画の変更において、

①事業の利益を受けないことが明らかなもの（**非受益**）として申出のあった土地に係る**施行地域の変更**に関して、**全体受益面積の10%に満たないものについては、土地改良事業計画の変更の手続を要しないこと**とする

②**非受益の申出に係る土地**については、その申出者（**非受益申出者**）を**同意徴集の対象外**とすること

③**施設更新事業**について一定の要件を満たす場合には、**土地改良区の同意**による**変更を可能**とすることとする（法第88条）。

改正後

○国営・県営土地改良事業については、

・施行地域の変更（**非受益の申出に係る土地の変更（全体受益面積の10%に満たないものに限る。）を除く。**）
・土地改良事業計画の重要な部分の変更をしようとする場合には、3条資格者（**非利益申出者を除く。**）の3分の2以上の同意を得る等の手続を経なければならない。

○**施設更新事業に係る計画変更**で、3条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかな国・県営施設更新事業については、**土地改良区の同意に代える**ことができる。

② 社会情勢の変化等による土地改良事業の実施に関する手続の見直し

○**国営土地改良事業の施行申請**について、**都道府県知事の経由を不要**とする（法第85条第8項、法第85条の2第10項、法第85条の3第5項及び第11項並びに法第85条の4第4項）。

○国営・県営土地改良事業について、**長期にわたる事業の休止**により、**造成された施設が周辺に被害を及ぼすおそれがあるなどやむを得ない場合**にあつては、**3条資格者からの同意を得ることなく事業を廃止**できることとする（法第88条の2）。

○**指定都市等**における土地改良法に基づく**実施主体（行政区）**について、**指定都市等の事務分掌（市又は行政区）による**こととする（法第125条を削る。）。

改正後

○国営土地改良事業の申請をするには、申請書を、関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

○国営・県営土地改良事業を廃止しようとする場合には、3条資格者の3分の2以上の同意（※）を得る等の手続を経なければならない。

※土地改良事業の**施行に係る土地の大部分が予定した利益を受ける見込みがなくなったと認められ、当該土地改良事業によって生じた工作物その他の物件の事故によりその周辺に被害を及ぼすおそれがあると認められる**場合には、3条資格者の**同意を省略して廃止**できる。

○指定都市等が条例で定める**事務分掌による**こととする。

水土里ネットみえ 第68回通常総会を開催しました



開会挨拶をする末松会長



一見三重県知事による祝辞



山本農林水産大臣政務官による祝辞



福井東海農政局次長による祝辞

本会の第68回通常総会が去る3月21日（金）午後1時30分より津市の「ホテルグリーンパーク津6階伊勢の間」において開催しました。

総会には、一見勝之三重県知事、山本佐知子農林水産大臣政務官、福井逸人東海農政局次長、廣耕太郎三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長、中野敦子三重県農林水産部長を始め、県の幹部職員の方を来賓として迎え、多数の会員の出席を得て開催しました。

まず、末松則子水土里ネットみえ会長より、「令和のコメ騒動」に象徴されるように、食料安定供給に対する社会的関心が高まるばかりで、食料安全保障の強化や国土強靱化を一層推進していくことが急務であり、特に、日本の食料生産を支える農業生産基盤の整備に加え保全・管理が大変重要であると訴えられ、また、国においては「食料・農業・農村基本法」が改正されたことに伴い、「土地改良法」の改正が進められていることから、本会としても国・県や会員の皆様と連携を図り、地域農業の持続的発展と魅力あふれる農業・農村の実現、更に農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していくため積極的な貢献を果たしていくことを表明され、皆様の更なるご支援とご協力をお願いしたいとの挨拶がありました。

続いて、一見知事、山本政務官、福井局次長、廣委員長より祝辞をいただき、ご臨席された来賓の方を紹介、そして祝電が披露されました。

次に、土地改良功労者表彰が行われ、土地改良事業の推進に多大なる功績のあった16名の方々（後記1）に表彰状と記念品が授与され、出席された方へ紹介されました。

その後、総会に入り青蓮寺用水土地改良区の空森栄幸理事長を議長に選任し議事に入りました。上程された議案（後記2）の第1号議案から第4号議案については原案どおり承認され、第5号議案の理事・監事の選任においては、詮衡委員会で推薦された18名の候補者が新役員に選任されました。会長には末松鈴鹿市長、副会長には辻村玉城町長、専務理事には藤本氏、代表監事には藤谷札幌土地改良区理事長が引き続き選ばれました。また、前任者の退任により新たに岩崎白山町土地改良区理事長、浅井松阪西黒部土地改良区理事長が監事に選ばれました。

そのあと、藤本専務理事から県下の土地改良事業のより一層の推進を図るための決議文（後記3）6項目を朗読し、満場一致で採択され、今後、国や県に強く要望していくと説明されました。最後に、辻村副会長の閉会挨拶で総会は盛会裏に終了しました。



廣三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長による祝辞



土地改良功労者表彰を受賞された皆さん



総会の様子



閉会挨拶をする辻村副会長

三重県土地改良事業団体連合会会長表彰

(後記1)

氏名	所属団体	役職名
なかやま ゆきお 中山征夫	町屋川沿岸土地改良区	理事
なかむら まさひろ 中村正公	神田土地改良区	副理事長
うさみ のりお 宇佐美典生	木曾岬町土地改良区	理事
いとう けいこ 伊藤恵子	北小松土地改良区	事務員
うちだ あきはる 内田昭治	菰野町土地改良区	会計担当理事
すだ よしまさ 須田純正	中勢用水土地改良区	理事
にしひろ まさあき 西廣眞明	井関土地改良区	総括監事
うだ よしかず 宇陀吉和	久居市風早池土地改良区	理事

氏名	所属団体	役職名
いわさき よしかず 岩崎芳和	白山町土地改良区	理事長
つじ ただかつ 辻 忠克	明和土地改良区	理事
やまなか しげき 山中茂樹	村松土地改良区	理事長
なかにし ひろし 中西 博	村松土地改良区	副理事長
はまぐち いわお 濱口岩男	村松土地改良区	理事
おかやま みつる 岡山 充	宮川用水土地改良区	施設係長
まつもと やすゆき 松本康之	阿山町土地改良区	総代 用排水補助委員
たぐち かつよし 田口克良	名張市土地改良区	理事

(後記2)

第68回通常総会提出議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告、同一般会計収支決算並びに同財産目録の承認について
- 第2号議案 令和6年度一般会計収支補正予算の承認について
- 第3号議案 定款・規約の変更について
- 第4号議案 令和7年度事業計画、同賦課金の賦課基準並びに徴収方法、同一般会計収支予算、同借入金の限度額並びに借入方法、同預入金融機関及び同役員報酬の議決について
- 第5号議案 理事・監事の選任について

第 68 回総会での決議

(後記3)

決 議

一、農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、農地中間管理機構などと連携した水田の大区画化、パイプライン化等の農地整備をはじめとするスマート農業やGXの展開への対応など、地域の状況に即した各種対策の推進

一、各地で頻発する豪雨や地震による大規模災害、農業インフラの老朽化による突発事故等を踏まえ、農村地域の国土強靱化を図るため、豪雨・耐震化等の防災・減災や老朽化した農業水利施設の長寿命化対策の推進
特に、ため池関連の法律を踏まえた防災重点農業用ため池の適切な管理と計画的な整備の推進

一、中山間地域等のそれぞれの特色を活かした生産基盤整備や生活環境整備の推進

一、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払制度等の推進

一、土地改良法の適切な実施を図るため、公益的な役割を持つ土地改良区の運営基盤強化や地域における農業水利施設の適切な保全管理に対する支援の推進

一、右記事業の着実な推進を図るための十分な予算の確保と、農家負担軽減へ向けての一層の取組み

令和七年三月二十一日

三重県土地改良事業団体連合会 第六十八回通常総会

全国水土里ネット 第67回通常総会開催

全国水土里ネット第67回通常総会が、去る3月26日（水）午後1時より東京都千代田区平河町の全国都市会館2階大ホールで開催され、全国の各水土里ネットの代表者及び関係者が出席しました。

はじめに、二階俊博全土連会長の挨拶があり、議事では令和6年度一般会計収入支出補正予算、土地改良施設維持管理適正化事業防災減災機能等強化事業特別会計収入支出補正予算、令和7年度事業計画及び一般会計収入支出予算、土地改良施設維持管理適正化事業防災減災機能等強化事業特別会計収入支出予算等10議案が審議され原案どおり承認されました。なお、役員の改選において女性理事2名を含む19名が選任されました。引き続き、二階会長、北村副会長、山崎副会長、室本専務理事、市村常務理事が選ばれました。

最後に決議文を総会の名において採択し、第67回通常総会が閉会しました。

決 議

- 一 食料・農業・農村基本法改正を受けた初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに国土強靭化を図るため、農業・農村を支え、守り、我が国の食料安全保障の確保に欠かせない土地改良事業を計画的に推進できるよう、必要な予算を当初予算などで安定的に確保すること。
- 二 土地改良法の改正に当たって、制度の趣旨及び内容の十分な浸透を図ること。また、水土里ビジョンの作成を始めるよう、農地・農業用水等の地域資源を次世代につなごうとする土地改良区や土地改良事業団体連合会、市町村等の取組への支援や地方財政措置の充実を図ること。
- 三 国内の農業生産の増大と食料自給力の確保のため、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、麦・大豆等の本作化、スマート農業の導入やほ場周りの管理の省力化を促す大区画化等の農地整備と情報通信環境の整備を推進すること。
- 四 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めるとともに、農地復旧についての農家負担の軽減に配慮すること。併せて、農村地域の国土強靭化のため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を推進すること。
- 五 自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、高い公共性・公益性を有し、食料の安全保障の確保に貢献している土地改良施設の維持管理に対する支援を充実させること。
- 六 農村地域を支えている多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、活動組織の体制強化や支援範囲の拡大等を図るため、更なる制度の拡充及び必要な予算の確保を行うこと。
- 七 ICT、AI等を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進するとともに、中小規模の土地改良区を対象とした合併など、食料安全保障を支える土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 八 土地改良長期計画や国土強靭化実施中期計画に上記事項を確実に反映するとともに、その推進に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるように配慮すること。

令和七年三月二十六日

全国土地改良事業団体連合会 第六十七回通常総会

全国水土里ネット表彰式開催



笹川農林水産副大臣 来賓挨拶



宮崎全国水土里ネット会長会議顧問 来賓挨拶

二階全国水土里ネット会長 主催者挨拶

通常総会閉会后、場所を東京都千代田区平河町のシェンバハ・サポーに移し、第66回全国土地改良功労者表彰式及び農業農村整備優良地区コンクール表彰式が開催されました。

式典では、二階会長の主催者挨拶に続き、笹川博義農林水産副大臣、宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問より来賓を代表し祝辞をいただきました。

引き続き、表彰状授与に入り、土地改良功労者表彰では功績のあった土地改良区等の団体並びに個人に対する表彰として、優良土地改良区の農林水産大臣表彰5地区、農村振興局長表彰2地区、全土連会長表彰50団体、個人

表彰113名が受賞されました。

また、農業農村整備優良地区コンクール表彰式では、「農業振興部門」では農林水産大臣賞2地区、農村振興局長賞4地区、全国水土里ネット会長賞5地区が、「中山間地域等振興部門」では農林水産大臣賞2地区、農村振興局長賞4地区、全国水土里ネット会長賞3地区が受賞されました。

本県からは団体の部で2土地改良区、個人の部で2名の方(下表)、農業農村整備優良地区コンクールでは、農業振興部門で1地区(下表)が栄誉に輝きました。栄えある受賞、心からお祝い申し上げます。

【県内で受賞された土地改良功労者等表彰 (団体及び個人)】

区 分		受賞団体並びに受賞者
農林水産大臣賞	団 体	たちばいようすい 立梅用水土地改良区
全土連会長賞	団 体	たかのゆ 高野井土地改良区
	個 人	いとう おさむ 伊藤 修 (前長島町土地改良区 理事長) はまぐち まゆみ 濱口 真弓 (村松土地改良区 事務員)

【農業農村整備優良地区コンクール 農業振興部門】

区 分	受賞地区並びに受賞者
全土連会長賞	はら 原地区 (農地所有適格法人 株式会社浅井農園)



滝波農林水産副大臣(左)から表彰状を受け取る中村立梅用水土地改良区理事長(右)



二階全国水土里ネット会長(中央)を囲んでの記念撮影
中村立梅用水土地改良区理事長(右)、宮崎全国水土里ネット会長会議顧問(左)

緊急要請活動を実施しました

本会では、「新たな食料・農業・農村基本計画の実効性確保のための農業構造転換集中対策の推進等に関する決議」を踏まえて、農林水産省、財務省等に対して、要請活動を行いました。

○5月9日（金）に東海農政局へ本会藤本専務理事、事務局で要請活動を行いました。

【要請先】

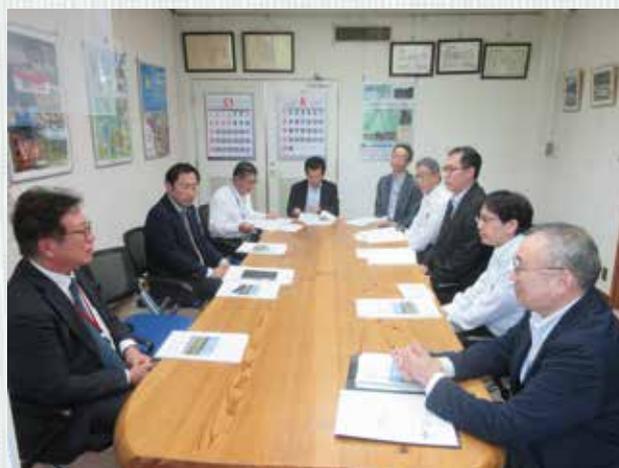
東海農政局 局長	秋葉 一彦
農村振興部 部長	實井 正樹
農村振興部 設計課	課長 松本 直也
農村振興部 土地改良管理課	課長 山崎 祐治
農村振興部 事業計画課	課長 鷹簀 俊孝
農村振興部 水利整備課	課長 若林 正樹
農村振興部 農地整備課	課長 松原 雄介
農村振興部 地域整備課	課長 槻瀬 誠



秋葉局長（左）への要請



要請書をもとに意見交換



要請書をもとに意見交換

○5月14日（水）に県内選出の田村衆議院議員、川崎衆議院議員の同行のもと、農林水産省、財務省、関係国会議員並びに全国水土里ネットへ要請活動を行いました。

【要請先】

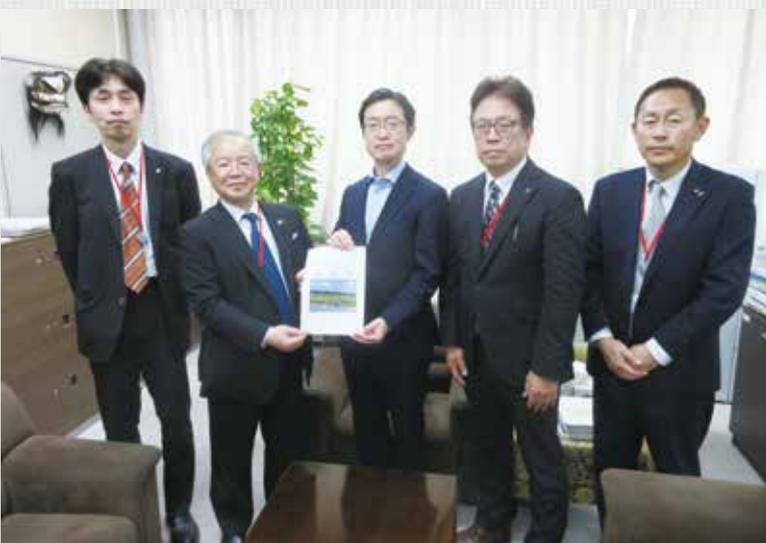
農林水産大臣政務官			山本 佐知子
農林水産省	農村振興局	局長	前島 明成
農林水産省	農村振興局	局次長	青山 健治
農林水産省	農村振興局	整備部長	石川 英一
財務省	主計局	局長	宇波 弘貴
財務省	主計局	主計官	山川 清徳
全国水土里ネット		専務理事	室本 隆司



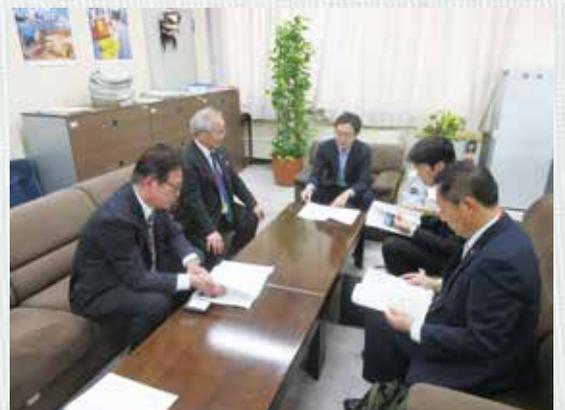
山本農林水産大臣政務官への要請
（左から藤本専務理事、山本農林水産大臣政務官、末松会長、辻村副会長）



要請書をもとに意見交換



前島農村振興局長への要請
（左から県湯浅次長、辻村副会長、前島農村振興局長、藤本専務理事、県伊藤課長）



要請書をもとに意見交換



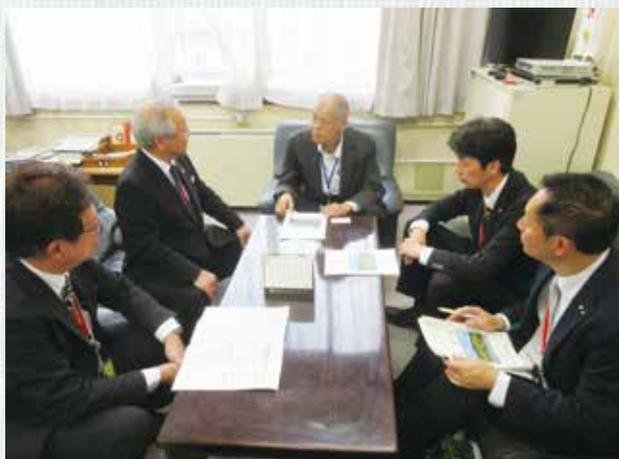
青山農村振興局次長への要請
(左から県湯浅次長、辻村副会長、青山農村振興局次長、藤本専務理事、県伊藤課長)



要請書をもとに意見交換



石川農村振興局整備部長への要請
(左から県湯浅次長、辻村副会長、石川農村振興局整備部長、藤本専務理事、県伊藤課長)



要請書をもとに意見交換



宇波主計局長、山川主計官への要請
(左から川崎衆議院議員、田村衆議院議員、末松会長、宇波主計局長、山川主計官、辻村副会長、藤本専務理事)



要請書をもとに意見交換



全国水土里ネット室本専務理事への要請

●要請した内容

1. 農業構造転換集中対策における土地改良の一層の推進をはかるために必要な別枠予算を確保すること

農業構造転換集中対策については、農業の収益力を抜本的に向上させていくため、別枠予算を確保し、特に土地改良については、以下の事業について、継続地区の事業促進と新規地区の前倒し採択のための十分な予算を確保すること。

- (1) スマート農業の導入にも資する農地の大区画化、汎用化、省力化のための農地整備を推進すること。
- (2) 老朽化が進む農業水利施設の計画的な更新、緊急的な補強をすること。

2. 農業の持続的発展のために必要となる予算確保

これまでの土地改良予算と別枠予算のほか、次の事項に対する支援を充実すること。

- (1) 基幹から末端までの適切な保全管理の確立に向けた多面的機能支払交付金を充実すること。
- (2) 自然的、社会的、経済的な情勢変化に対応した土地改良施設の維持管理に対する支援を充実すること。

令和7年度 全国水土里ネット女性の会研修会が開催されました

去る6月17日(火)～18日(水)に東京都の赤坂カンファレンスセンターにおいて「令和7年度全国水土里ネット女性の会研修会」が開催され、全国各地から関係者175名が出席し、三重県からは2名が出席しました。

今回は、全体テーマである「食料安全保障の確保に土地改良区ができること～米問題を考える～」と題して進められました。

初日は、全国水土里ネット女性の会 西会長（水土里ネット熊本）と全国水土里ネット 星野理事の挨拶から始まり、まず情報提供として農林水産省農村振興局整備部設計課 小谷技術調査官より「令和7年度農業農村整備事業関係予算の概要」と題してご説明がありました。

次に全国水土里ネット 室本専務理事より「土地改良概論と国政の仕組み」と題して基調講演がありました。そして室本専務理事の進行のもと、「情報提供」、「基調講演」、「全体テーマ」に基づきセッションが行われ、水不足の不安や米問題等について意見が交わされました。

休憩を挟み、西会長、同石川副会長（栃木・小山用水土地改良区）、同栗野副会長（兵庫・丹波篠山土地改

良協議会）より農業農村整備の活動報告があり、その後、全国水土里ネット西岡理事、ブロック代表理事8名のうち3名により、業務紹介、全体テーマである食料安全保障の確保についての地域の現状・課題や解決策を発表されました。

2日目は、初日に引き続き、未発表のブロック代表理事5名から発表があり、その後発表された内容、前日の情報提供や基調講演を踏まえて、30グループに分かれ個別討論が行われました。各グループとも進行役が中心となり、熱心で活発な意見交換が行われていました。討論終了後、代表して6グループから討論結果について発表があり、コーディネーターを務めた室本専務理事の総括により研修会は閉会しました。

2日間にわたる研修会で、普段は出会うことのない全国各地の方々との情報交換ができ、さらに様々な視点からの意見を聞くことができ、非常に有意義な研修会となりました。今回の研修会で知り得た情報や意見を日々の業務に活かしつつ、今後も女性の会のネットワークを大切にしていきたいと考えております。



西会長による挨拶



小谷技術調査官による基調講演



室本専務理事による情報提供

「農業農村整備の集い」が開催されました

— 農を守り、地方を創る予算の確保に向けて —



二階全国水土里ネット会長 主催者挨拶

令和7年6月18日(水)、東京都千代田区シェーンバッハ・サポー(砂防会館別館)において、「農業農村整備の集い」が開催され、小泉農林水産大臣をはじめ、衆参両議院の国会議員を来賓に迎え、全国からの土地改良関係者1,200人余りが参集しました。

県内からは久保理事(多気町長)をはじめ11人が参加しました。

農業農村では、農業従事者の高齢化・減少・担い手不足により施設の保全管理や営農の継続が困難になるなど多くの課題が山積しています。このような状況のもと、食料生産を支える農業生産基盤を維持し、食料の安定供給や農業農村の多面的機能を発揮させるために農地、農業用水等の地域資源を健全な状態で次世代に継承していくことが重要となります。

この集いは、農業農村整備に携わる関係者が全国から一堂に会し、それぞれの現場で直面している喫緊の課題を再認識し、これらの諸課題に緊急に対応できるよう農業農村整備事業の一層の充実と推進を期することを目的に開催されております。

開会にあたり、主催者を代表して二階全国水土里ネット会長より挨拶があり、食料安全保障の確保のために、

農業の構造転換を強力に進める必要があり、既存の土地改良予算に加え、別枠予算を確保できるよう、我々土地改良団体もしっかりと取り組んでいくことが重要であると呼びかけられました。引き続き、滝波農林水産副大臣、進藤全国水土里ネット会長会議顧問が来賓として祝辞を述べられました。

そして、今年度全国土地改良大会開催県である水土里ネットさかの金澤理事より財務省や農林水産省への要請書(案)が朗読され、全会一致で採択されました。その後、宮崎全国水土里ネット会長会議顧問より農業農村を巡る情勢報告があり、急遽駆けつけていただいた、小泉農林水産大臣、森山自民党幹事長から祝辞をいただきました。最後にあおもり水土里ネット女性の会山崎会長、同じく青年部会浅利会長外2名による「ガンバロウ三唱」で盛会のうちに閉会しました。

「農業農村整備の集い」終了後、参加者は県選出の国会議員他に決議された要請書により要請活動を実施しました。

なお、次回の「農業農村整備の集い」は11月26日(水)に開催を予定しております。



滝波農林水産副大臣 来賓祝辞



進藤全国水土里ネット会長会議顧問 来賓祝辞



宮崎全国水土里ネット会長会議顧問 情勢報告



森山自民党幹事長 来賓祝辞



小泉農林水産大臣 来賓祝辞



進藤全国水土里ネット会長会議顧問への要請

県内各地で

宮崎まさお全国水土里ネット会長会議顧問が 農業農村整備事業推進懇話会を開催しました



国の情報を提供する宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問

去る6月9日(月)に宮崎まさお全国水土里ネット会長会議顧問が来県され、県内5会場で農業農村整備事業推進懇話会を開催しました。

各会場には土地改良区理事長をはじめ、役員、総代、職員など多数の方々が出席されました。

宮崎顧問より、農業農村整備事業の令和7年度予算の報告、国の施策である事業の新規事業や拡充ポイント、更に改正された土地改良法の説明を受け、そして、農家にとってもっとも関心のある最近の米価格高騰が起きた背景、農業農村の現状と課題に対する具体的な対策などの情報提供を受けました。出席された方々は、熱心に耳を傾けていました。



会場の様子



会場の様子



会場の様子



会場の様子



会場の様子

三重の土地改良アラカルト

県営中山間地域総合整備事業 紀北2期地区について

尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室 基盤整備課

1. 地区概要

北牟婁郡紀北町は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、東に熊野灘、西には日本有数の原生林が残る大台山系に連なる急峻な山々に囲まれ、町の総面積の約9割を森林が占める緑豊かな町です。

町内には世界遺産「熊野古道」伊勢路ルートが通っており、多くの歴史や文化が息づいています。民話由来の「種まき権兵衛の里」では、農業者と町が協働して農と自然の空間づくりを進めています。

さらに、大台ヶ原を源流とする日本有数の清流と名高い銚子川沿いには、「キャンプ inn 海山」が整備されており、毎年多くの人々が都市部から訪れています。

一方で、町では、人口減少と高齢化が著しく進行しており、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、基幹産業である農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

そのため、持続的な農業の実現と農地保全に向けて、農業農村整備の早期実施が課題となっています。

2. 事業概要

本地区は、中山間地域において農業生産基盤や農村生活環境の総合的な整備を実施しています。

農業生産基盤整備では、農業用排水路の整備により、機能回復と維持管理の負担軽減を図るとともに、農業経営の安定化を図ります。また、農道の現道拡幅や舗装整備を行うことにより、大型機械の走行を可能にするとともに、維持管理費の削減や農産物の荷傷みを防止し、農作業の効率化を図ります。

農村生活環境整備では、農業集落排水施設の整備により、洪水時の宅地等への溢水を防止し、住民の生活環境の向上と生活安全対策の充実を図ります。

事業内容は下記のとおりです。

- ・総事業費 446,600千円
- ・事業工期 令和2年度～令和8年度
- ・事業内容内訳

農業生産基盤整備事業

農業用排水施設整備 L=2,725m
農道整備 L=1,030m

農村生活環境整備事業

農業集落排水施設整備 L= 430m

3. 現場紹介

今回は、本地区を代表して島原地区を紹介します。

(1) 農業用排水施設整備（農用排2号）

渇水期には井戸の水位が低下し、農業用水の供給が困難な状況にあり、さらに揚水機場の老朽化による故障等に地元関係者が苦慮していたことから、用水の安定取水や維持管理労力の軽減が可能となるよう、新たな施設用地に井戸及び揚水機場を新設しました。



整備前



整備後

(2) 農道整備（農道2号）

平成3年度に県営ほ場整備事業で整備されましたが、凹凸が激しく、降雨後の水溜まりが至る所にでき、わだちの補修や除草など維持管理に多大な労力が費やされていたため、維持管理労力の軽減や農作業の効率化を図られるよう、アスファルト舗装の整備を行いました。



整備前



整備後

4. まとめ

町内では、現在も農業用施設の老朽化が深刻な問題となっており、多くの地区で営農に支障をきたしている現状をふまえ、令和8年度新規採択に向けて「紀北3期地区」の事業実施計画策定を進めています。

今後も引き続き、中山間地域における持続的な農業の実現と農地保全を目指し、農業者および地域住民の具体的なニーズを把握したうえで、農業農村整備の推進に全力で取り組んでまいります。



「紀北3期地区の事業予定箇所」

多面的機能支払(農地・水・環境保全向上対策)の紹介

多気の彩土里会(多気町)

【組織の概要】



【地域の紹介】

- 組織設立 2019年(平成31年)
- 認定農用地 田…15,486a 畑…877a 合計…16,363a
- 主要施設
 水路…71.8km
 農道…4.2km
 ため池…8箇所
 獣害柵…0.7km
- 構成団体 自治会(8)、小学校(1)、営農組合(2)
 土地改良区(1)、賛助団体(1)
- 委員 委員20名(内役員10名)

私達が活動する多気郡多気町津田地域は多気町の北西部に位置し、櫛田川右岸に広がる農地で米、小麦、大豆、伝統野菜の伊勢芋などの農業が営まれています。

昔から各自治会主体の出合いで、農家・非農家関係なく地域住民参加による農地維持活動(水路掃除・草刈、ため池の草刈など)が行われ継続されていますが、高齢化過疎化による人員不足が今後懸念され地域の課題になっています。

そのような問題解決のためにも、地域全体で考えていけるよう広域組織として平成31年に当会が設立されました。活動開始から2期7年目の活動を実施中です。

【活動の紹介】

1. 農地維持活動

毎年の恒例作業として出合いにて地域資源の維持保全作業(水路・ため池の掃除、水路・ため池・農道の草刈な

ど)が行われ、台風や大雨による被害が発生した場合も出来る限り住民の協力により復旧作業を実施しています。

2. 資源向上 - 共同

地域内の小学校とは農業体験(お米作り、伊勢芋などの野菜作り)や自然体験学習に協力しています。

遊休農地や使われなくなった農業用ため池を利用し蓮池や花畑として景観づくりを行い、若い世代に地域に興味を持って活動に参加してもらえるよう地域内外へ募集し農業体験(さつまいも作り、お米作り)なども実施しています。

3. 資源向上 - 長寿命化

各団体から申請のあった補修箇所は直営工事が困難な箇所以外は、当会内で組織された様々な経験を持つ人員が登録する「作業隊」と住民が協力し直営工事で補修を実施しています。下の写真で「水路法面補修(災害)」以外は全て直営工事です。



法面除草作業



災害復旧



ため池の点検



ため池の点検



機能診断



役員会



田植え体験



さつまいも体験



スクリーン改修



法面除草作業



バルブ交換



水路法面補修

こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です

日頃より「ため池保全サポートセンターみえ」の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として水を貯え貯水できるよう、人工的に造成された池ですが、農業用水の確保だけでなく、生物の多様性の確保を始めとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承など、多面的な機能を持ち、地域資源として重要なものとなっています。

一方、農業用ため池の下流には、住宅などが存在するところも多く、決壊した場合には、その区域へ被害を及ぼすおそれがあります。近年、大型台風や線状降水帯による豪雨が頻発しており、また、昨年元旦には能登半島地震が発生するなど全国各地で大きな揺れを伴う地震も発生しています。このようななか、農業用ため池の機能を保全し、地震や豪雨等による農業用ため池の決壊による周辺地域への水害等の被害を未然に防止するためには、日常における適正な保全・管理が必要不可欠です。

「ため池保全サポートセンターみえ」では、県内の農業用ため池を管理する方々が適切な保全・管理を行っていただけるよう、専門スタッフによる相談対応や現場指導など、ため池管理者や市町担当者の皆様への様々な支援を実施しています。本年度も、これから台風シーズンを迎えるにあたり、日常の管理において、注意いただきたいことをいくつか紹介いたします。

【堤体の法面や法尻等からの漏水】

農業用水の利用が始まる春先は、ため池の水位が高いこともあり、堤体の法面・法尻からの漏水に関して、ため池管理者や市町担当者の皆様から多くの相談が寄せられています。「ため池保全サポートセンターみえ」においても、「堤体の異常の有無」等を確認するため、現地パトロールを実施しています。異常のないため池でも、少量の漏水が見受けられることがあります。漏水が多い場合は、それが原因となり決壊につながるおそれがあります。晴天が



ため池からの漏水状況

続いているにもかかわらず、常に水たまりや、ぬかるんでいる場所がないかなど、管理者の皆様におかれても点検をお願いいたします。漏水や水たまり・ぬかる

みを確認された場合には、その位置や量、水の色、周辺に陥没や沈下がないか等をご確認いただき、サポートセンターまでご相談ください。

【堤体の草刈り】

ため池管理者の皆さまやサポートセンターの点検で異常を発見できれば、大事に至る前に対応が可能となり、決壊のリスクを大幅に減少させることができます。

そのためには、点検時に堤体の法面や法尻の漏水、崩落陥没などの堤体の状態を確認しやすくする草刈りが重要です。草刈りを行わず、堤体に草木等が生い茂った状態では、異常が長期間にわたり発見できず、重大な事態を招くこともあり得ます。このような場合、管理者の責任を問われることも考えられます。このように、ため池堤体の草刈りは日常管理において重要な事項の一つです。斜面での作業は大変ではございますが、安全を確保しながら、取り組んでいただければと思います。



草刈りが行われ、堤体の状態が確認しやすい状況



草木が生い茂り、堤体の状態が確認しづらい状況

【ため池保全管理研修会について】

ため池を管理されている皆様に、「日常管理」と「非常時の対応」の重要性を再認識していただき、適切な管理に活かしていただくために、「ため池保全サポートセンターみえ」では、農業用ため池保全管理研修会を開催しています。

研修会は、市町単位で開催しておりますので、開催を希望される管理者の皆様は、各市町の農業用ため池担当課を通じて、お問合せください。

ため池保全サポートセンターみえ

相談窓口 月曜 AM・木曜 AM

TEL.059-224-3555 FAX.059-225-7332

〒514-0006 津市広明町330番地
三重県土地改良会館 4階



~ふるさとの水と土に感謝して~
**第29回 大師の里・彦左衛門の
 あじさいまつり 開催**

主催：あじさいまつり実行委員会（事務局：水土里ネット立梅用水）
 後援：多気町、多気町勢和地域資源保全・活用協議会

去る6月8日(日)に水銀と弘法大師「空海」ゆかりの地「丹生大師の里」で、周囲を流れる立梅用水を(水(み))・周辺の田んぼを(土(ど))・1万本以上のあじさいが咲乱れる緑豊かな資源空間の(里(り))をまつりの舞台とした「水土里(みどり)の祭典」『第29回大師の里・彦左衛門のあじさいまつり』が開催されました。

この時期らしく、蒸し暑い曇り空のなか、あじさいの満開には程遠い五分咲きぐらいであったが、町内外から約5,000人の来場者があり、散策道は終日家族連れなどで賑わいました。

オープニングセレモニー後に会場内では、ボート下り、田んぼの綱引き、あじさいコンサート、こども生き物観察会など様々な催しが繰り広げられ、はたらく車の展示、出張動物園などのブースも設けられ、終日賑わっていました。

会場内には50余りの出展ブースが設けられ、来場者は各ブースに立ち寄りながら散策を楽しんでいました。特に国の「登録記念物」・世界「かんがい施設遺産」登録である立梅用水路を利用した「ボート下り」は大人気で、開始前から長蛇の列ができていました。

我が水土里ネットみえも昨年と同様、来場者の安全確保とより多くの来場者が楽しんでもらおうと会場入口付近にブースを設け、会場内の用水路沿いの散策道にスタンプポイントを設置し、そこで各自スタンプを押してもらい、本会の愛称「みどりねっとみえ」を完成させる「あじさいの小径スタンプラリー」でまつりを盛り上げました。



スタンプラリーにチャレンジする来場者



ポイントでスタンプを押す参加者

600人余りの家族連れやグループが参加し、あじさいを眺めながら散策を楽しみ、指定されたポイントを回り、「本会」の愛称を覚えてもらいました。散策後、本会ブースで、参加者にはもれなく日日草・トレニアなどの花の苗がプレゼントされ、眼を凝らしながら色とりどりに並んだ苗からひとつを選び、満足そうにブースを後にされていました。

また、恒例の「田んぼの綱引き大会」では、15チームがエントリーし、トーナメント方式で戦いに臨みました。会場となった田んぼの周りは、大勢の観客で賑わい、各試合とも全身泥まみれになりながら、熱戦が繰り広げられ、応援する側も力が入り、大いに盛り上がっていました。

我が「水土里ネットみえ つなひき隊」も上位を狙うと強い意気込みで臨みましたが、接戦の末惜しくも初戦敗退となりました。それでも田んぼの周りの観客からは惜しめない拍手で健闘を称えられていました。



花の苗を選ぶ参加者



花の苗を選ぶ参加者



奮闘する「水土里ネットみえ つなひき隊」



「水土里ネットみえ つなひき隊」精鋭6人衆

第21回 みえの農村風景写真コンテスト 審査会 開催

みえの農村にスポットをあてた写真を募集して、農業・農村に対する関心を高めていただき、さらに広報冊子、その他の広報資料にこの写真を活用する事を目的とした写真コンテストを実施しました。

32点の力作が寄せられ、令和7年3月7日(金)に6名の審査委員による厳正な審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞4点、伊勢新聞社賞1点が選ばれました。

★ 受賞作品 ★

最優秀賞

お手伝い (亀山市) 伊藤孝司



子ども達がざかけを手伝う様子を捉えた作品。束ねた稲をたけかける柱は子ども達にとっては少し高かったでしょうか？体を目一杯伸ばしながら作業を手伝っている姿は見ている方も引きつけられ、つい応援したくなります。

優秀賞

城が見守る農作業 (伊賀市東高倉) 上杉裕昭

手前は田植え機で田植えをする様子で奥はトラクターで田植え前に田んぼを耕しています。遠く美そびえる上野城をバックにお互いが向き合っている瞬間をとらえることで、まるで城に見守られているかのような雰囲気を出しています。



共同作業 (鈴鹿市南若松付近) 和田瑠美



老人には大変な苗を運ぶ作業を女の子達が手伝っていて、きっとおばあちゃん達も助かっていることでしょう。子どもでも役立つ関わり方があるのだと写真で伝えることで、若者の農業への関心が高まるというですね。

特別賞

がんばれちびっこ (伊勢市小俣町) 曾根憲作



園児によるだいこんの収穫体験の一コマ。収穫したダイコンを運び子やダイコンをひっぱって収穫しようとする子、仲間の様子を見守る子。子供たちが見せる様々な表情から、作業に熱中している様子が伝わってきます。

わた雲 (いなべ市大安町) 茶山昌子

夏真っ盛りの自然の鮮やかさを表現した作品。鮮やかな青空、白いわた雲の迫力、山や畑のみどりなどそれぞれが個性を強調しています。その中でも山の方向から走っている貨物列車はよいアクセントになり、向かってくる列車があることで綿雲の迫力をより出しています。



収穫 (伊勢市津村町) 中林和男



コンバインで刈り取った稲を脱穀してわらを並べている様子。あえて顔ではなく後ろから撮影し、背中を見せることでより皆の職人感が出ています。また、後ろ斜めから撮影することできれいに並べられたわらの様子や列になって作業する様子がうまくと伝わります。

実りの秋 (度会町) 板谷一行

木にたくさん実った柿の実。空から照る日光が柿の実を輝かせ、より濃厚においしく見えます。バケツにあふれんばかりの柿の実が入っていて、収穫作業が順調に行っていることを感じさせてくれます。



伊勢新聞社賞

マイウェイ (志摩市磯部町) 中北幸宏

魚眼レンズで撮影したのでしょうか。広角でとらえることであたり一面に咲くひまわりの華やかさが際立っています。山とひまわり畑の左右が盛り上がり見えることで女性が進むひまわり畑の道も実際よりもより奥行きを感じ、タイトルのマイウェイにふさわしい作品です。



第21回 みえの農村風景写真コンテスト 表彰式 開催

令和7年3月28日(金)に表彰式を行い、主催である水土里ネットみえの藤本専務理事、後援をお願いした伊勢新聞社山路次長同席のもと、受賞者7名(1名欠席)の方が出席され、賞状と副賞をそれぞれに授与しました。



受賞された皆さん

前列左から中北幸宏さん、伊藤孝司さん、上杉裕昭さん、和田瑠美さん
後列左から藤本専務、中林和男さん、板谷一行さん、茶山昌子さん、山路次長

能登半島地震に際し農林水産業施設等の応急復旧等について農林水産大臣より感謝状を賜りました

令和6年1月に発生した能登半島地震に際し、本会職員8名を派遣し、農業集落排水施設等の被害把握および応急対策に迅速に対応したことについて、農林水産大臣より感謝状が授与されました。

がんばろう能登!



農林水産大臣からの感謝状



前列左から事業部ため池整備課川口主任、同部施設管理課神田主任、同部農村整備課石川主査、同部農村整備課中村技師
後列左から事業部農村整備課谷川主任、同部ため池整備課澤田主任、同部農村整備課出口主任、同部農村整備課鈴木主事

第22回 『みえの農村風景』写真コンテスト

1. 目的

みえの農村にスポットをあてた写真を募集して、農業・農村に対する関心を高めていただき、さらに広報冊子、その他の広報資料にこの写真の活用を目的として実施します。

2. 応募要項

「農村地域の風景」、「美しい田んぼ・畑の風景」、「農作業風景」、「農村地域の正月風景」、「農村の歴史と伝統がある祭りやイベントの様子」、「農業用施設が農業生産活動等に広く利活用されている情景」、「農村公園・親水公園を中心に地域住民とのふれあいを感じさせる情景」の写真。三重県内で撮影された未発表で著作権のないもの及びその予定のないもの。(ただし、令和5年以降に撮影されたものとする。)

カラープリントのキャビネ版(2L版可)以上の単写真。(デジタルカメラ可)

- ・応募は一人3点以内とします。
- ・入賞は一人1点とします。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・作品1点につき応募票を添付のこと。(記入漏れ・応募票のないものは無効とします。)
- ・テーマと明らかに逸脱する作品や題材に準じていない作品、ドローンにより撮影された作品は審査対象からのぞきます。
- ・応募作品の使用権は水土里ネットみえ(三重県土地改良事業団体連合会)に帰属するものとします。
- ・応募作品は水土里ネットみえの広報写真として活用させていただきますのでネガ等の提示をお願いすることもあります。
- ・応募用紙にご記入いただきましたデータは、個人情報保護基本方針に基づき厳重に管理いたします。

3. 審査及び表彰

審査委員会を設け厳選し、入賞者については令和8年2月中旬ごろ直接本人に通知いたします。また、「みえの土地改良」に掲載いたします。

4. 賞

- ・最優秀賞 1点 副賞(賞金5万円)・優秀賞 2点 副賞(賞金2万円)
- ・特別賞 4点 副賞(賞金5千円)・伊勢新聞賞 1点 副賞(商品図書券) 予定

5. 応募締切

令和7年12月12日(金)当日消印有効

6. 応募方法

応募票を作品の裏面に貼り、下記あてに送付して下さい。

〒514-0006 三重県津市広明町330番地

三重県土地改良事業団体連合会 総務部企画総務課 まで TEL:059-226-4824

7. 主催者

水土里ネットみえ

8. 後援

三重県、伊勢新聞社



応募票	(ふりがな) タイトル			
	撮影年月	年	月	撮影場所
	(ふりがな) 名前			年齢
				歳
	住所	〒		
	電話			

令和7年度 本会主催 行事予定

1. 水土里ネット役職員研修会

日時：令和7年7月31日（木）

場所：津市 メッセウイングみえ

2. みえ水土里ネット女性の会研修会・ 女性理事意見交換会

日時：令和7年9月25日（木）

場所：岐阜県大垣市内（予定）

3. 国キャラバン

日時：令和7年10月1日（水）

場所：未定

4. 土地改良区運営基盤強化推進研修会

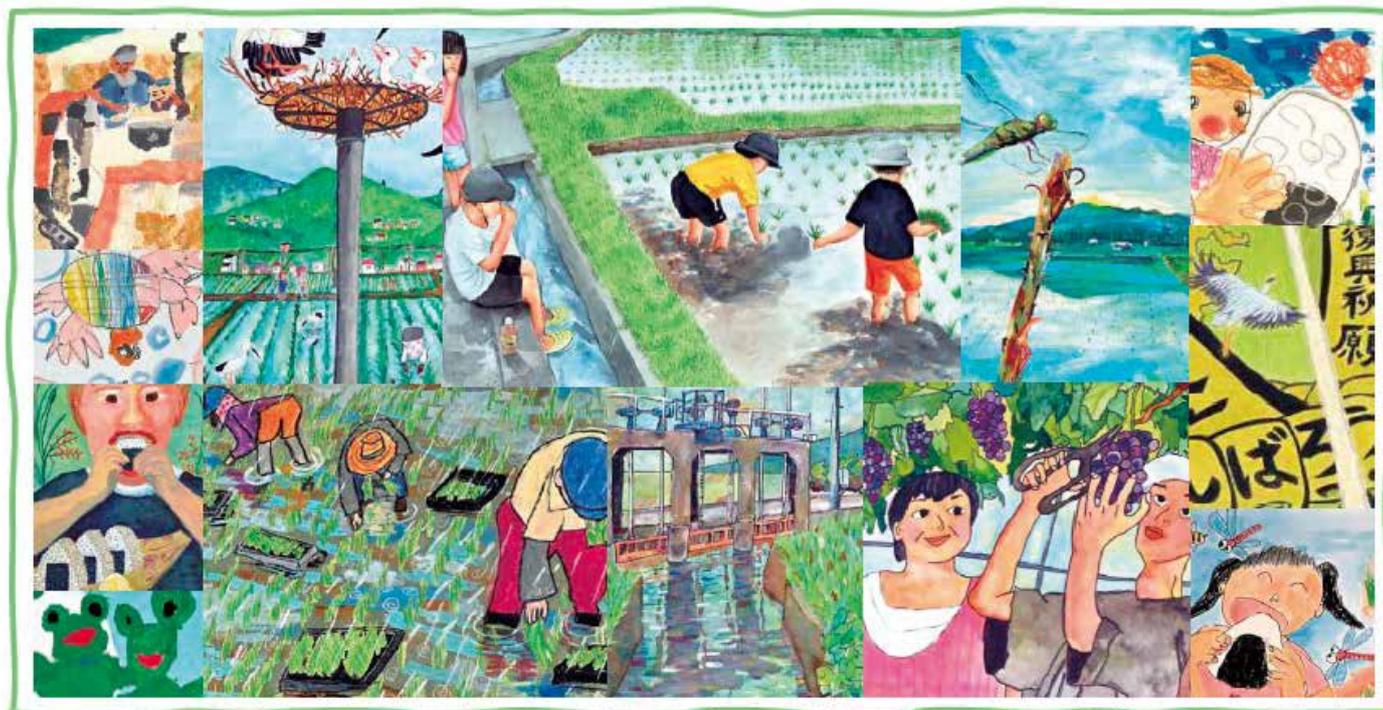
日時：令和7年11月21日（金）

場所：津市 三重県教育文化会館

5. 第69回通常総会

日時：令和8年3月予定

場所：津市 ホテルグリーンパーク津



あなたの絵で農業や農村の風景やそこではたらく人、また大切な水路を守る人たちのすがたを伝えてください。

- 応募資格／小学生以下
- 応募期間／2025年6月1日（日）～9月5日（金）
- 各賞／農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞、全国水土里ネット会長賞、協賛企業・団体賞など
- 主催／全国水土里ネット、都道府県水土里ネット

全国水土里ネット HP をご覧ください <https://www.inakajin.or.jp>

詳しくは、お問い合わせは全国水土里ネット「絵画展 係」

TEL：03-3234-5480 MAIL：midorinet@inakajin.or.jp

令和7年度 三重県土地改良事業団体連合会採用試験案内

(令和8年4月採用予定)

1 採用予定人員及び受験資格

採用予定人員	受 験 資 格		
	学 歴 等	生 年 月 日	そ の 他
若干名	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者及び令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれの人	職員人事規程第7条(欠格事項)に該当する人は、受験できません※1

※1 職員人事規程第7条

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国及び地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職 種 内 容

職 種	職 務 内 容
①技術職(若干名)	・土地改良事業(農業農村整備事業)に関する調査・計画・測量・設計・施工管理、施設機械(ポンプ、ゲート等)の操作、メンテナンスに関する業務

3 受験手続き及び日程

(1) 受験手続

受験希望者は、次の書類を三重県土地改良事業団体連合会総務部企画総務課へ提出して下さい。

ア 履歴書(写真貼付)…… 1通

イ 卒業(見込)証明書・成績証明書又は単位取得証明書…… 1通

ウ 封筒(宛先欄に受験者の住所及び氏名を記入した返信用封筒で110円切手を貼付したもの)…… 1通

(2) 日 程

採用試験は、3回実施します。(採用が決まり次第、受付を終了します)

受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表
【2回目】 6月9日(月)～ 8月29日(金)	9月12日(金) 午後1時30分	9月下旬	10月上旬
【3回目】 10月14日(火)～ 11月14日(金)	11月28日(金) 午後1時30分	12月上旬	12月中旬

- ・受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。(郵送受付可)
受付後の応募書類は、一切返却しません。
- ・なお、履歴書等による書類選考を行う場合があります。
- ・試験会場は、第1次・第2次試験とも津市広明町330番地三重県土地改良会館で実施します。
- ・試験結果は、第1次・第2次試験とも受験者全員に書面で通知します。
- ・第2次試験日は、第1次試験結果発表の際に通知します。

4 試験科目及び内容

区 分	試 験 科 目	試 験 の 内 容
第1次試験	一般適応試験	「知的能力」「態度能力」を診断するため、一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
	作 文	「今後の日本の農業・農村」について、原稿用紙2枚以内(800字以内)にまとめる
第2次試験	口 述 試 験	理解力や表現力及び職場適応性等について、個別面接により行う

5 合格から採用まで

最終合格者については、令和8年4月1日に採用します。

6 給与、勤務場所、勤務時間及び休暇

- (1) 三重県土地改良事業団体連合会「職員給与支給規程」に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、期末・勤勉手当等が支給されます。大卒初任給は、おおむね232,700円であり、職務経験のある者は、経験年数に応じ加算支給します。
- (2) 勤務場所は、津市広明町330番地にある三重県土地改良会館で、近鉄津駅から徒歩5分のところで、転勤はありません。
- (3) 勤務時間は、8時30分から17時15分までの8時間(月曜日～金曜日)です。
- (4) 年次有給休暇は、1年につき20日あり、この他に特別有給休暇等があります。

7 その他

- (1) この試験の詳細についての問い合わせは、下記までご連絡下さい。
- (2) 会館訪問、職場見学は、随時受け付けておりますので、ご希望の方はご連絡下さい。

【連絡先】

三重県土地改良事業団体連合会 総務部 企画総務課
担当者：山口 TEL 059-226-4824

- (3) 土地改良事業団体連合会は、土地改良法により設立が認められている「公法人」で、全国47都道府県にあり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和32年12月11日に農林大臣の設立認可を受け設立されています。



水と里ネットみえ機構図 (三重県土地改良事業団体連合会)

事務局

事務局長 中村浩也

業務推進室 (3F) TEL:059-226-4824

室長(事務取扱) 伊藤雅敏
 室長補佐(兼務) 奥山佳章
 室長補佐(兼務) 山口剛久
 室長補佐(兼務) 坪井浩晃

総務部 (3F) TEL:059-226-4824

部長 田端幹生

企画総務課

課長 山口剛久
 主査(兼務) 高沖恭臣
 専門員 山田浩子
 専門員(嘱託) 廣瀬有司
 主任 内田実来
 主事 小川颯大

財務会計室

室長(事務取扱) 中村浩也
 主査 高沖恭臣
 主任(兼務) 内田実来

事業部 (2F) TEL:059-226-4825
 (4F) TEL:059-226-4829

部長 伊藤雅敏

農村整備課 (2F)

課長 坪井浩晃
 副調整監 前田靖彦
 課長補佐 奥山ゆかり
 課長補佐 亀井智広
 課長補佐 玉置 健
 主査 石川達人
 専門員 中野重春
 主任 内山雅仁
 主任 津村太一
 主任 谷川英司
 主任 出口大聖
 技師 古川真由子
 主事 蒔田安奈
 技師 中村周平
 主事 鈴木 空

業務推進室

- ・事業相談及び情報提供

企画総務課

- ・企画及び組織運営
- ・土地改良区運営の研修、組織運営基盤の強化、相談業務
- ・土地改良事業に関する情報提供および広報活動
- ・土地改良区運営基盤協議会

財務会計室

- ・会計管理

農村整備課

- ・団体営調査設計事業の推進指導及び実施業務
- ・かんがい排水関係の技術管理援助業務
- ・農業競争力関係の技術的援助業務
- ・諸土地改良関係の技術的援助業務
- ・災害復旧事業の技術的援助及び応援技術者に関する業務
- ・水と里情報利活用促進事業に関する業務
- ・農業集落排水事業に関する調査・測量・設計業務
- ・農道整備関係の技術的援助に関する業務
- ・中山間総合整備関係の技術的援助に関する業務
- ・換地計画作成及び換地処分登記に関する業務
- ・土地改良事業における測量業務
- ・三重県農地・水・環境保全向上対策協議会事務局
- ・三重県農道管理協議会、三重県農業集落排水事業連絡協議会、三重県農村災害ボランティア団体の事務局

ため池整備課 (4F)

課長(事務取扱) 伊藤雅敏
 主幹 大北浩史
 専門員 今井充孝
 主任 平岡 駿
 主任 澤田拓郎
 主任 川口凌矢
 技師 小野敦暉

ため池整備課

- ・ため池整備関係の技術援助業務
- ・災害復旧事業の技術的援助及び応援技術者に関する業務

ため池サポートセンター室 (4F)

室長(事務取扱) 伊藤雅敏
 主幹(兼務) 大北浩史
 専門員 本田浩和
 主任(兼務) 平岡 駿
 主任(兼務) 澤田拓郎
 主任(兼務) 川口凌矢
 技師(兼務) 小野敦暉

ため池サポートセンター室

- ・ため池管理者に対し、ため池の適正な保全のための啓発並びに災害発生の未然防止を図るための技術的支援業務

〔ため池保全サポートセンターみえ〕
 TEL.059-224-3555
 三重県より駐在 浮田 修

施設管理課 (4F)

課長 奥山佳章
 課長補佐 宮尻頼明
 上席専門員 上島康史
 専門員 岡 秀樹
 専門員(嘱託) 森永秀樹
 専門員(嘱託) 宮崎敏弘
 主任 宇田朋央
 主任 神田幹也
 技師 土佐侑瑞樹

施設管理課

- ・基幹水利施設の保全管理技術向上研修に関する業務
- ・土地改良施設の維持・管理及び技術指導に関する業務
- ・土地改良施設の整備補修工事に関する業務
- ・土地改良施設維持管理適正化事業に関する業務
- ・土地改良施設診断業務
- ・災害復旧事業の技術的援助及び応援技術者に関する業務
- ・三重県農業用水小水力発電推進協議会の事務局

令和7年度『みえの土地改良』編集委員

所 属	役 職	氏 名
農地調整課 農地班	副参事兼班長	玉 井 宏 明
農業基盤整備課 農業基盤企画班	副課長兼班長	磯 部 幸 司
農業基盤整備課 農地防災班	班 長	磯 田 紘 輔
農業基盤整備課 国営調整水利班	班 長	中 瀬 勝 博
農山漁村づくり課 農地水保全班	課長補佐兼班長	加 藤 直 樹
農山漁村づくり課 農村環境づくり班	班 長	原 貴 子
農山漁村づくり課 農山漁村活性化班	副参事兼班長	扇 田 靖 之
三重県土地改良事業団体連合会	専務理事	藤 本 隆 治
三重県土地改良事業団体連合会	事務局長	中 村 浩 也
三重県土地改良事業団体連合会	総務部長	田 端 幹 生
事務局 三重県土地改良事業団体連合会	総務部 企画総務課	山 口 剛 久
事務局 三重県土地改良事業団体連合会	総務部 企画総務課	高 沖 恭 臣



第47回 全国土地改良大会

佐賀大会

開催趣旨

日本 とりわけ農業・農村では、人口減少に伴う過疎化、高齢化、担い手不足などによる地域の活力低下等の課題が山積しております。

このような中、食料の安定的な供給を行うとともに多面的機能を発揮させつづけるためには、農地・農業用水等の地域資源を健全な状態で次世代に継承していく必要があります。

第47回全国土地改良大会佐賀大会では、全国の土地改良事業関係者が一堂に会して、農業の将采を見据えた農業農村整備事業の役割を語り合い「佐賀」の地から全国に発信します。

大会テーマ **水を利用して土を活かす**

さがで語ろう郷里の未来

2025.10.15 水

会場 | SAGAアリーナ

佐賀県佐賀市日の出2丁目1-10



ACCESS MAP



式典プログラム

- 10:00 会場・受付開始
- 13:00 オープニングセレモニー
- 13:30 開会宣言
国歌斉唱
開会挨拶
主催者挨拶
歓迎のことば
来賓祝辞
来賓紹介・祝電披露
土地改良事業功績者表彰
基調講演
優良事例紹介
大会宣言
次期開催県紹介
大会旗引継ぎ
次期開催県挨拶
閉会挨拶

交歓会

大会参加者相互の情報交換の場、県外参加者に対する歓迎の場として、式典終了後、17時00分よりSAGAプラザにて、交歓会(歓迎レセプション)を開催します。

佐賀の農山漁村で育まれた豊かな食材を活かした料理、飲み物を提供し、佐賀県の食材のPR、食文化の発信を行います。

併催行事

- 農業・農村パネル展
- 佐賀県内の市町物産展
- 次期開催県『奈良県』ブース
- 企業展示ブース



水を利用して土を活かす さがで語ろう郷里の未来



夢ある農村づくり

みどり
水土里ネット みえ

三重県土地改良事業団体連合会

〒514-0006 津市広明町330番地

FAX.059-225-7332

URL <http://www.miedoren.or.jp>

業務推進室 (3F)

TEL.059-226-4824

総務部 (3F)

企画総務課

財務会計室

TEL.059-226-4824

事業部 (2F・4F)

農村整備課 (2F)

TEL.059-226-4825

ため池整備課 (4F)

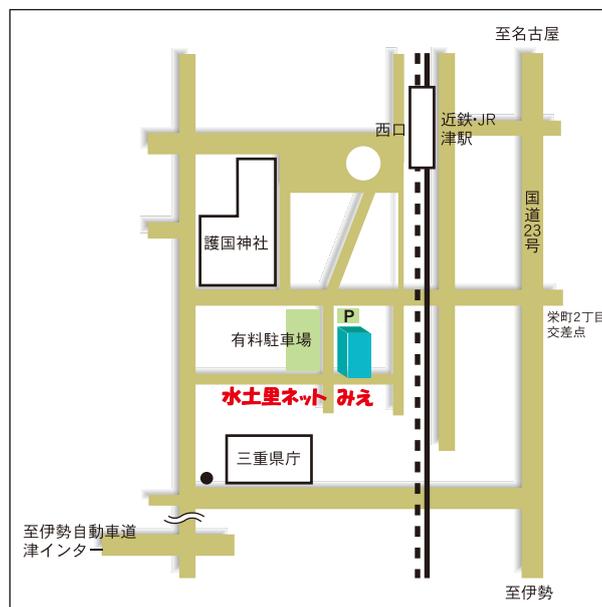
TEL.059-226-4829

ため池サポートセンター室

TEL.059-224-3555

施設管理課 (4F)

TEL.059-226-4829



近鉄・JR …… 津駅西口より徒歩5分

自動車 …… 伊勢自動車道 津インターより10分



水土里ネットみえ
QRコード



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。